



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*27 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) 1

○ 告示

684 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 2

685 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課) 3

686 救急病院の認定 (医務課) 5

*687 産業技術専門学院の訓練課程等 (労働政策課) 5

688 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) 5

689 // (//) 6

690 // (//) 6

691 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 7

692 保安林の指定の解除予定 (//) 7

693 保安林の指定の解除 (//) 7

694 保安林の指定 (//) 7

695 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可 (資源管理課) 8

696 塩屋第二小型船舶係留施設の使用料の徴収事務の委託 (港湾空港振興課) 8

○ 内水面漁場管理委員会指示

1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示 9

規 則

和歌山県規則第27号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

4級	由良港	西脇小型船舶係留施設	和歌山市西脇地先	を
		網代第一小型船舶係留施設	日高郡由良町大字網代地先	

4級	日高港	西脇小型船舶係留施設	和歌山市西脇地先	に
	由良港	西川小型船舶係留施設	御坊市名屋町三丁目地先	
		網代第一小型船舶係留施設	日高郡由良町大字網代地先	

改める。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第684号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1293-1

氏名又は名称 シキボウリネン株式会社

代表取締役 南方理宏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市荊本24-1

名称 シキボウリネン株式会社岩出第1事業所

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年5月26日から同年6月16日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
第67号 PWZ501-6P	1	1500 kg/日	平成 29. 6. 21	8時間 /日	通常	120	8	25	36	14	10	3	20	0
					最大	130	9- 13	50	50	20	20	6	30	3000
第67号 NIC50	1	50 kg/回	平成 29. 6. 21	8時間 /日	通常	15	8	25	36	14	10	3	20	0
					最大	18	9- 13	50	50	20	20	6	30	3000
第67号 NIC50	1	50 kg/回	平成 29. 6. 21	8時間 /日	通常	15	8	25	36	14	10	3	20	0

					最大	18	9-13	50	50	20	20	6	30	3000
第67号 IWE50	1	50 kg/回	平成 29.6.21	8時間 /日	通常	1	8	25	36	14	10	3	20	0
					最大	2	9-13	50	50	20	20	6	30	3000
第67号 FLA400	1	180 kg/回	平成 29.6.21	8時間 /日	通常	12	8	25	36	14	10	3	20	0
					最大	15	9-13	50	50	20	20	6	30	3000
第67号 NA-F50Y1	1	5 kg/日	平成 29.6.21	8時間 /日	通常	0.1	8	25	36	14	10	3	20	0
					最大	0.1	9-13	50	50	20	20	6	30	3000
第67号 SW-550HZ	1	5.5 kg/日	平成 29.6.21	8時間 /日	通常	0.1	8	25	36	14	10	3	20	0
					最大	0.1	9-13	50	50	20	20	6	30	3000

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
中和 処理 施設	ポリ エチ レン	W1.7 × L1.4 × H1.25	200	中和	平成 29.6.21	通常	処理前	179.6	9	25	36	14	10	3	20	0
							処理後	179.6	6.5-8.5	25	36	14	10	3	20	0
							最大前	199.6	9-10	50	50	20	20	6	30	3000
							最大後	199.6	6.5-8.5	50	50	20	20	6	30	3000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口No. 1	通常	180	6.5-8.5	25	36	14	10	3	20	0
	最大	200	6.5-8.5	50	50	20	20	6	30	3000
排水口No. 2, 3	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—

和歌山県告示第685号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3011010109	医療法人岡田整形外科	医療法人岡田整形外科	和歌山県橋本市市脇一丁目45-2	居宅介護支援	平成29.2.15
3071600765	有限会社在宅介護ステーション有田	平安の森デイサービスセンター	和歌山県有田郡湯浅町大字青木938-1	介護予防通所介護	平成29.3.18
3071300440	合資会社中平指定居宅介護支援事業所	中平指定居宅介護支援事業所	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東71-5	居宅介護支援	平成29.3.31
3072201472	株式会社エル・ソル	カノンケアステーション	和歌山県田辺市下三栖1483-15	居宅介護支援	平成29.3.31
3072200599	有限会社デイサービスハウスオレンジ	デイサービスハウスオレンジ	和歌山県田辺市稲成町64-2	介護予防通所介護	平成29.3.31
3072201464	株式会社エル・ソル	カノンデイサービス	和歌山県田辺市下三栖1483-15	介護予防通所介護	平成29.3.31
3072100732	特定非営利活動法人生活支援優	ライフケア優	和歌山県日高郡由良町大字里247-6	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成29.3.31
3072500535	有限会社南建設	ほのぼの家族	和歌山県東牟婁郡串本町串本663-1	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成29.3.31
3062090059	株式会社ネクストビジョン	ケアビレッジ訪問看護ステーション	和歌山県御坊市湯川町財部663-16	訪問看護 介護予防訪問看護	平成29.3.31
3071001238	株式会社NKライフサービス	あんずケアステーション	和歌山県橋本市市脇一丁目734-3 シノウビル2-北号室	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成29.3.31
3071200442	社会福祉法人皆楽園	根来山荘デイサービスセンター	和歌山県岩出市根来2277	通所介護 介護予防通所介護	平成29.4.1
3072400579	特定非営利活動法人あいらんど	NPO法人あいらんど	和歌山県東牟婁郡串本町二色505番地1	居宅介護支援	平成29.4.30
3072400041	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議会大塔事業所	和歌山県田辺市鮎川583番地の9 田辺市大塔福祉会館	介護予防通所介護	平成29.4.30
3012210203	医療法人洗心会	玉置病院	和歌山県田辺市上屋敷二丁目5番1号	通所リハビリテーション 居宅介護支援 介護予防通所リハビリテーション	平成29.4.30

和歌山県告示第686号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人宝山会白浜小南病院
- 2 所在地 西牟婁郡白浜町3220-9
- 3 有効期限 平成32年5月22日

和歌山県告示第687号

和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）第2条第1項の規定により、産業技術専門学院の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員を次のように定め、平成30年4月1日から実施する。

なお、平成29年和歌山県告示第392号（産業技術専門学院の訓練課程等）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓 練 科	訓練期間	定員(人)	
					1年	2年
和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	25	25
			理容科	2年	15	15
			メカトロニクス・CAD科	2年	15	15
			建築工学科	1年	15	
			デザイン木工科	1年	15	
		短期課程	総合実務科	1年	20	
田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	15	15
			観光ビジネス科	1年	20	
			情報システム科	2年	10	10

和歌山県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業東池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴

えを提起することができなくなる。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年5月29日から同年6月23日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業まちづくり局農林水産部耕地課

和歌山県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業中の池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年5月29日から同年6月23日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業奥の池下地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者とな

る。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年5月29日から同年6月23日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第691号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市熊野字笹ヶ垣内1262の20・1262の31（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第692号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市熊野字笹ヶ垣内1262の8、1262の9
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町串本字ココリ谷生751の1、752
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第694号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二川字三瀬川谷北68の1・72の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第695号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、平成29年5月19日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成29年6月26日まで縦覧に供する。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	変更後の遊漁 規則の施行の日
名称	住所		
紀ノ川漁業協同組合	和歌山県紀の川市桃山町市場547番地4	和内共第2号	平成29年5月19日
		和内共第37号	
有田川漁業協同組合	和歌山県有田郡有田川町大字徳田113番地の9	和内共第6号	平成29年5月19日
		和内共第39号	
富田川漁業協同組合	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬719番地の2	和内共第18号	平成29年5月19日
		和内共第19号	
日置川漁業協同組合	和歌山県西牟婁郡白浜町安居13番地	和内共第20号	平成29年5月19日

和歌山県告示第696号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、塩屋第二小型船舶係留施設の使用料の徴収事務を平成29年4月1日から次の者に委託した。

平成29年5月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

御坊市塩屋町南塩屋450番地4 紀州日高漁業協同組合

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成29年5月26日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示する期間

平成29年6月2日から平成30年6月1日まで